

医療用品 6 視力表及び色盲検査表
一般医療機器 視力表 JMDN コード:16800000
幼児向けスライド視力表

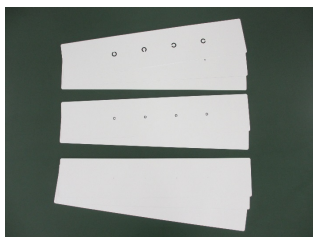
【禁忌・禁止】

本品を曲げたり、表面に傷をつけたり、視標を加工したりすることは、絶対にしないでください。

【形状・構造及び原理等】

[形状・構造]

複数の視標（ランドルト環）を視力ごとに、550 mm（横）×110 mm（縦）のサイズからなる 1 枚の板紙（両面塗工ボール紙）に、配列（横並びに配置）した視力表である。



[種類]

検査距離	視力値
0.3m 用（近見視力検査用）	0.3
	0.5
	0.8
2.5m 用（遠見視力検査用）	0.3
	0.5
3.0m 用（遠見視力検査用）	0.3
	0.7
	1.0

[原理]

視力測定法ごとに定められた一定の距離の位置から視標を確認してランドルト環の切れ目を判別し、切れ目の方向を答えさせる（あるいは指で指し示す）ことにより視力の測定を行う。

【使用目的、効能又は効果】

近見視力及び遠見視力検査に用いる視力表として使用する。

【使用方法等】

- ①検査を始める前に視力表を提示し、その見方及び意味等の説明を行います。練習用の視力表を用い、ランドルト環の切れ目のある方向を答えること（あるいは切れ目の方向を指で示すこと）ができるように、練習を行ってください。
- ②検査は、直射日光の当たらない明室で、影の出来ない場所にて行います。
- ③視力表の白い背地の部分の明るさは、まぶしすぎであるいは暗すぎて見えにくくならないように注意してください。（視標面の照度は 500～1,000LUX が望ましい。）
- ④被検者が集中しやすいように、廻りに気の散るもの（掲示物等）がないか、また、騒音や雑音等に注意してください。
- ⑤検査にあたり、目を遮蔽する用具「検眼枠」等を付けさせます。
- ⑥視力表を定められた距離で目の高さに提示します。

- ⑦切れ目の方向は、上、下、右、左いろいろな方向に変えて 4 方向提示し、うち 3 方向が正当であれば、その視力があるものとします。
- ⑧答えがはっきりしない被検者には、もう一度検査のやり方を説明し再検査を行います。
- ⑨片方の目の検査が終了したら、反対側の目の検査を同様に行います。（近見視力の検査では両目での検査も行い終了です。）

[使用方法に関する使用上の注意]

- ①視力表に定められた検査距離にて検査を行うこと。

【使用上の注意】

- ①折り曲げたりキズを付けたりしないこと。
- ②使用前に必ず、破損、変色、汚れ、折れ曲がり等、性能、使用目的上支障が無いことを確認すること。
- ③破損、変色、汚れ、折れ曲がり等のある視力表は使用しないこと。
- ④長期の使用により劣化・変質が生じる場合があるので、適時交換すること。

【保管方法及び有効期間等】

- ①幼児・小児が触れないように適切に保管・管理してください。
- ②直射日光の当たらない湿気の少ない涼しいところに保管してください。
- ③水のかからない、結露の影響のないところに保管してください。
- ④折れ曲がりやキズ・汚れが付かないように注意して清潔な場所に保管してください。
- ⑤使用しない時にはそのまま放置せずに、購入時の容器に収納した状態で保管してください。（紛失、誤用、変質、劣化、破損の原因になる場合があります。）
- ⑥損傷、変質、劣化、変形等が発生した場合には使用を中止し、新しい商品と交換してください。

【保守・点検に係る事項】

- ①清掃は、変質等の原因となるので溶剤等を使用せずに、乾燥した柔らかい布等で拭いてください。
- ②使用する毎及び長期間保管後の使用前には、必ず、破損、変色、汚れ、折れ曲がり等、性能、使用目的上支障が無いことを確認してからご使用ください。
- ③本品及び患者に異常があった場合は使用を中止し、適切に処置してください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：チカミルテック株式会社

電 話 番 号：088-822-1181

〔販売業者（販売店）〕

販 売 業 者：有限会社 創友

住 所：〒780-0056 高知県高知市北本町 2 丁目 1 番 12 号

TheCase 高知駅前ビル 5 階

電 話 番 号：088-878-1322

取扱説明書を必ずご覧ください